

1 処分年月日	平成23年10月28日
2 処分を受けたマンション管理業者に関する事項	
(1) 商号又は名称	有限会社平成メンテナンス
(2) 主たる事務所の所在	福岡市早良区南庄6-9-7-105
(3) 代表者氏名	代表取締役 篠崎 泰晴
(4) 登録番号	国土交通大臣(2)第092385号
3 処分内容	
<p>○登録の取消し</p> <p>マンションの管理の適正化の推進に関する法律第83条第1号の規定に基づく登録の取消し。</p>	
4 処分理由	
<p>有限会社平成メンテナンス代表取締役は、マンション管理に関する事務において管理組合の財産を不正に着服し、平成23年6月3日に福岡地方裁判所から業務上横領により懲役2年6月の判決を受け、平成23年6月18日にその刑が確定し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第47条第5号の規定に該当したため。</p>	

【業務改善措置】

有	無